

# 地区計画の手続きについて

～みんなでまもるまちづくりのルール～

地区計画の区域内で建築物の建築や工作物の建設などを行う場合、工事着手の30日前までに届出が必要となります。（変更の場合も同様）

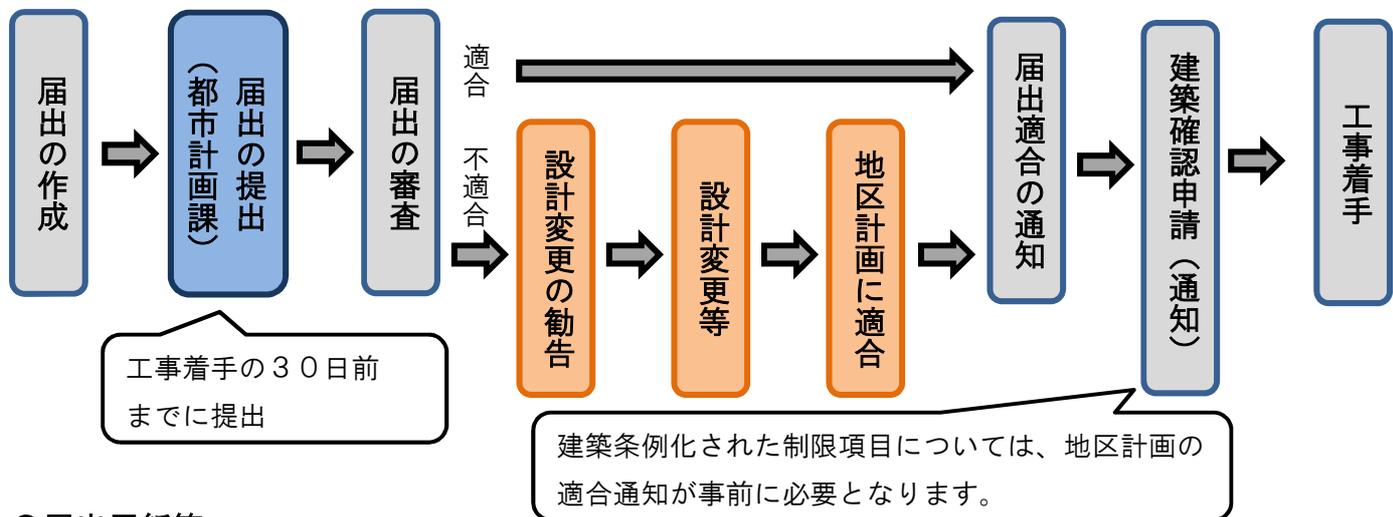
地域のよりよいまちづくりを進めるため、皆様のご協力をお願いいたします。

## ○届出が必要な主な行為

対象行為	行為の内容
(1) 建築物の建築	「建築物」には、車庫、物置、建築物に付属する門又はへいなどが含まれます。 「建築」とは、新築、増築、改築、移転をいいます。 ※10㎡以内の小規模建築物も含まれます。
(2) 工作物の建設	「工作物」とは、かき、さく、へい、門、広告塔や看板などをいいます。
(3) 建築物、工作物の形態・意匠の変更	「形態・意匠の変更」とは、屋根、外壁の変更及びかき又はさくの構造の変更などをいいます。

※各地区で制限項目を定めていますが、制限の対象とならない行為についても、建築物の建築や工作物の建設などを行う場合は、届出が必要となります。

## ○届出フロー



## ○届出用紙等

届出用紙については、越谷市ホームページでダウンロードできます。添付書類等詳細については、越谷市ホームページ（QRコード）をご覧ください。

## ○届出先・問合せ先

越谷市都市整備部都市計画課（本庁舎3階）

TEL 048-963-9221（直通）

メールアドレス：[toshikei@city.koshigaya.lg.jp](mailto:toshikei@city.koshigaya.lg.jp)

ホームページ URL：<https://www.city.koshigaya.saitama.jp/>



QRコードで確認！



